

住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー
補助要件チェックリスト

申請者 氏名 北九 太郎

1. 申請者について

ア～エのうち、該当する項目いずれか1つに☑ (⇒□) を入れて下さい。

1年以上継続して市外に居住している方、又は市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上市外に居住していた方で、次のア～ウに該当する方。

ア：世帯人員2人以上の世帯

⇒

イ：50歳未満で世帯主が親と同居若しくは近居

○同居する ⇒
○近居する ⇒

ウ：50歳以上で自己実現のために本市に転入する世帯人員1人以上の世帯

⇒

夫婦共又は夫婦どちらかが、市内に居住しかつ市外へ勤務している方。

エ：申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の新婚世帯

⇒

①～④に該当していたら☑ (⇒□) を入れて下さい。

(1つでも該当しないものがあつた場合、本事業の対象とはなりません。)

- ① 自らの居住の用に供するため良質な住宅の建設又は購入する予定の方。 ⇒
- ② 転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる。 ⇒
- ③ 世帯全員が北九州市において市税の滞納がない ⇒
- ④ 暴力団又は暴力団員ではない、又は暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。 ⇒

2. 対象住宅について

①～③のうち、転入予定先の住宅が該当する項目に☑ (⇒□) を入れて下さい。

① 街なかの区域(補助申請要領 p.9 から 14 を参照)に所在し、次の(ア)～(イ)の全ての区域外に所在する住宅 区域外であれば☑ (⇒□) を入れて下さい。

(1つでも区域内のものがあつた場合、本事業の対象とはなりません。)

(ア)市街化調整区域⇒ (イ)工業専用地域⇒ (ウ)土砂災害特別警戒区域⇒ (エ)土砂災害警戒区域⇒

②：戸建て住宅・・・敷地面積が130㎡以上

(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は180㎡以上) ⇒

マンション・・・住戸専用面積が50㎡以上 ⇒

③ ●新築の場合

次のア～エのいずれかに該当する住宅

ア：住宅性能表示制度による住宅性能評価書の交付を受け、一定の等級を満たしているもの

⇒

イ：「フラット35S」の技術基準に適合し適合証明書の交付を受けている住宅

⇒

ウ：建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価結果が「B+(よい)」以上である住宅

⇒

エ：長期優良住宅認定制度による長期優良住宅認定通知書の交付を受けている住宅

⇒

補助要件に該当する住宅であるか、民間住宅事業者や仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにして下さい。

●既に建築された住宅(中古住宅)の場合

次のオ及びカ又は力を満たす住宅

オ：昭和56年6月1日以降に着工したものの、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号)に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅 ⇒

カ：インスペクション(住宅診断)を実施している住宅。 ⇒